



2019年5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ク マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 南 條 博 昭
(コード番号 6 0 1 3 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 田 中 康 二
コ-ポレ-ト・サ-ビ-ス本部長
電 話 番 号 0 6 - 6 4 8 3 - 2 6 0 9

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について、これを継続せず、その有効期間が満了する2019年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を定め、2016年6月28日開催の第112期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本対応方針を更新・継続いたしました。その有効期間は、2019年6月26日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本対応方針の有効期間の満了を迎えるにあたり、本対応方針の取り扱いについて慎重に検討してまいりました。その結果、本対応方針の導入時から当社を取り巻く経営環境が変化しており、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策に関する近時の動向を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止することを決定いたしました。

なお、当社は、本対応方針の廃止後（本定時株主総会終結後）においても、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為の是非について株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

以上